

広報多賀城「交流ひろば」掲載基準

令和2年2月3日

総務部地域コミュニティ課広報広聴係

1 趣旨

広報多賀城の「交流ひろば」は、各種団体等が広く市民を対象として開催する催事案内、市内で活動しているサークルの会員募集や参加者募集等を掲載する情報交流コーナーとする。

2 掲載基準

- (1) 催事案内、参加者募集、お知らせ等の掲載は1件につき1回とする
- (2) サークル会員募集の掲載は、1団体につき3カ月に1回を限度とする
- (3) 掲載する内容は、次のとおり
 - (ア) 催事案内等 催事名、日時、場所、内容、対象、費用、問い合わせ先
 - (イ) 会員募集 団体の名称、活動日時、場所、費用、対象、問い合わせ先
- (4) 同一条件での掲載とするため、次の事項は割愛し、表記等は広報多賀城で使用するルールを適用する
 - (ア) 催事名の「第〇回」「初心者歓迎」「無料体験有り」などの補足的事項
 - (イ) 催事名でイベント内容が分かる場合の内容
 - (ウ) 催事名や団体の名称で対象が分かる場合の対象
 - (エ) 問い合わせは電話・メール・ファクスのいずれかで1つとする

3 申し込み

- (1) 広報多賀城「交流ひろば」掲載申込書を広報担当窓口、ファクス、メールで申し込みすること
- (2) 締め切りは、掲載希望号の前々月末日（休日等の場合は、その前の市役所開庁日）とする
- (3) 市は、申し込みの内容を精査した上で受け付けする
- (4) 広報多賀城はPDF版として市ホームページで公開するものとし、申込者はこのことを了承した上で申し込むこと
- (5) 掲載の可否及び内容については市の判断及び責任校了とし、申込者に原稿の確認等を行わない
- (6) 掲載枠を超える申し込みがあった場合、優先順位は①市内で開催されるもの②市外で開催されるものとする

4 掲載できないもの

- (1) 営利を目的とするもの、広告活動にあたるもの
- (2) 公の秩序に反するもの、政治・宗教に関するもの
- (3) 個人の宣伝に当たるもの
- (4) 講師等が主催する教室等の生徒募集、人材募集にあたるもの

- (5) 対象者が限られるもの（同窓会、会員のみを対象とした催事など）
- (6) その他行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあり、掲載が適切でないと市が判断したもの